

堆肥生産の届出をしていますか？

～肥料の品質の確保等に関する法律の届出について～

○生産した家畜ふん堆肥は「特殊肥料」です。生産・譲渡・販売する場合には、肥料の品質の確保等に関する法律に基づく届出が必要です

届出窓口

千葉県農林総合研究センター検査業務課
〒266-0014 千葉市緑区大金沢町 941-1
Tel : 043-291-1875 FAX : 043-291-1876
Mail:koyashi@pref.chiba.lg.jp

- 肥料を無償で譲渡する場合であっても届出が必要です。(すべて自家消費する場合は、届出の必要はありません)
- 届出に手数料はかかりません。また、押印不要でメール、FAX、郵送での届出が可能です。
- 届出事項に変更が生じたり、廃止した場合は、変更届出書・廃止届出書の提出が必要です。

過去に届出をしているかわからない方は、千葉県農林総合研究センター検査業務課 (TEL043-291-1875) へお問い合わせください。

○堆肥を譲渡・販売するときには、品質の表示が必要です

堆肥、動物の排せつ物を譲渡・販売するときには「表示票」を袋や容器に印刷・貼り付けるか、表示事項を記載した書面を相手に渡さなければなりません。

フォントサイズ：8.0ポイント以上、フォント：指定なし

但し、6kg以下は適宜の大きさ、フォントサイズ制限なし

家畜ふん堆肥等の表示票記載例

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示															
肥料の名称	豚ふん堆肥														
肥料の種類	堆肥														
届出をした都道府県	千葉県 (第〇〇〇〇号)														
表示者の氏名又は名称及び住所	千葉農業センター株式会社 千葉市緑区大膳野町808番地														
正味重量	20kg														
生産した年月 (原料)	令和2年4月 豚ふん、おがくず、もみがら														
備考	生産に当たって使用された重量の大きい順である。														
主要な成分の含有量等	<table border="1"> <tr><td>窒素全量</td><td>1.0%</td></tr> <tr><td>りん酸全量</td><td>2.0%</td></tr> <tr><td>加里全量</td><td>2.0%</td></tr> <tr><td>銅全量</td><td>300mg/kg</td></tr> <tr><td>亜鉛全量</td><td>900mg/kg</td></tr> <tr><td>石灰全量</td><td>150g/kg</td></tr> <tr><td>炭素窒素比</td><td>30</td></tr> </table>	窒素全量	1.0%	りん酸全量	2.0%	加里全量	2.0%	銅全量	300mg/kg	亜鉛全量	900mg/kg	石灰全量	150g/kg	炭素窒素比	30
窒素全量	1.0%														
りん酸全量	2.0%														
加里全量	2.0%														
銅全量	300mg/kg														
亜鉛全量	900mg/kg														
石灰全量	150g/kg														
炭素窒素比	30														

家畜ふん堆肥は「堆肥」と表示します。堆肥化していない資材(乾燥ふんなど)は「動物の排せつ物」と表示します。

生産業者届出が受理されると副本が返送されるので、それに記載された受理番号を表示します。

生産業者届出に記載した氏名・住所を表示します。

使用した原料を重量の大きい順に列記します。

堆肥の分析結果に基づいて表示します。この内、銅全量、亜鉛全量、石灰全量、水分含有量は、場合によっては表示が必要となります。

成分の含有量等がわからない場合は堆肥の分析が必要です。千葉県農林総合研究センター検査業務課で**有料で分析**を行い、「依頼分析成績書」を発行しています。

なお、堆肥利用促進ネットワークへの登録に係る分析は**無料**です。